

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「株券上場審査基準」等の一部改正を行い、平成19年9月30日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、本年5月のいわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行によって、子会社を通じた三角組織再編に関する制度の利用が可能となったことから、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、現在、上場会社の組織再編について適用している、いわゆるテクニカル上場制度※を三角組織再編の場合にも適用するなど、株券上場審査基準等を一部改正するものです。改正の概要は、下記のとおりです。

※上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る。）について、株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。ただし、非上場会社に実質的に吸収されるような場合は、不適当な合併等に関する猶予期間入りが条件となり、当該期間（3年）内で株券上場審査基準に準じた基準への適合が必要となります。

敬 具

記

1. 改正概要

（備 考）

(1) 適用範囲

上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社とする株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設会社や完全親会社となる会社が発行する株券等を交付する場合だけではなく、当該会社の親会社が発行する株券等を交付する場合（当該親会社が外国会社であるときは、本国における法制度、実務慣行等の整備及び運営の状況等に照らして、当該会社の外国株券の円滑な流通及び決済が確保される見込みがある場合に限る。）についても、現行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用することとします。

- ・株券上場審査基準第4条第3項、第6条第3項等
- ・株券上場廃止基準第2条第9号b等

(2) 不適当な合併等に係る対応

三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、不適当な合併等に関する猶予期間における企業の継続性及び収益性等に関する見込み並びに当該期間内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努める旨について記載した書面を提出するものとします（テクニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。）。

・ 有価証券上場規程の取扱い要領3

2. 施行日

平成19年9月30日から施行します。

以 上